



住民のための 成年後見サポーター養成講座

成年後見制度は、認知症高齢者や精神・知的障害を抱える方々の生活全般をしっかりと支える重要な社会の仕組みですが、現時点で、この制度を支える専門職が少ないのが現状です。また、一方で、成年後見制度だけで援助を必要とする人の福祉が実現するものでもなく、広く福祉サービスについての理解も必要となってきます。

判断能力の十分でない方の権利をいかに守り、どう地域生活を支えていくかの視点から研修をすることにより、成年後見制度を理解し、地域で後見業務を広く支えるサポーターとなる人材を養成することを目的としています。

※市民後見人養成講座ではありません。

主催 尾張東部成年後見センター

(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町の委託を受けて運営しています)

日時 平成29年11月4日(土)・11日(土)

会場 日進市中央福祉センター 多機能室(南)

対象

- ・成年後見制度について知りたい方や、将来後見業務に関わりたいと考えている方
- ・親族後見を検討されている方
- ・職務上知識が必要な方 (ケアマネジャー、福祉関係相談員、ホームヘルパー、金融機関職員、行政職員等)

(受講条件)

- ① 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町在住・在勤であること。
- ② 2日間全日程を通して参加できること。

受講料 3,000円(資料代含む)

*受講料は開催1日目の受付時にお支払頂きます

募集定員 50人(昨年受講された方も、再受講できます)



特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

TEL:0561-75-5008

FAX:0561-75-5088

ホームページ: <http://owaritoubu-kouken.net>

申込みの流れ

- (1) 電子メール (20171104@owaritoubu-kouken.net)・FAX・電話・郵送のいずれかの方法で、
①氏名 ②ふりがな ③年齢 ④住所 ⑤職業 ⑥電話番号
⑦障害などによる配慮を必要とする等を記入し、お申し込みください。
③から⑤はグループワークのグループ編成の参考にします。
- (2) 申込締め切り 平成29年10月27日(金)まで(先着順)
- (3) 受講決定 受講していただける方には、受講決定通知を順次送付します。

スケジュール

スケジュール・内容は変更する場合があります。

11月4日 (土) (10:00~17:00)	11月11日 (土) (10:00~17:00)
内 容	内 容
成年後見人の役割	認知症の理解(寸劇)
障害のある方の権利擁護	成年後見と市町村責任
成年後見制度の基礎	後見業務の実際(グループワーク)
認知症の医学的理解(講義)	まとめ

全日程を受講された方には、修了証書を交付します。

*詳細はホームページ (<http://owaritoubu-kouken.net>) を参照してください

問い合わせ先

尾張東部成年後見センター TEL0561-75-5008

.....
住民のための成年後見サポーター養成講座 申込書

FAX 0561-75-5088

ふりがな		年齢	
氏名			
住所	〒	職業	
電話番号	()	—	
障害などによる配慮が必要な方 (手話など具体的にお書き下さい)			

申込された方には、後日、個別に詳細をお知らせします。

※この講座は市民後見人養成講座ではありません。